

年間スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール

年間広報重点

- ・一瞬の よそ見一生 駄目にする
- ・横断中 スマホ見るより まわり見て
- ・ヘルメット かぶって守ろう 命とルール

年間サブスローガン

実践しよう 交通安全3S運動



Stop (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow (スロー)

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

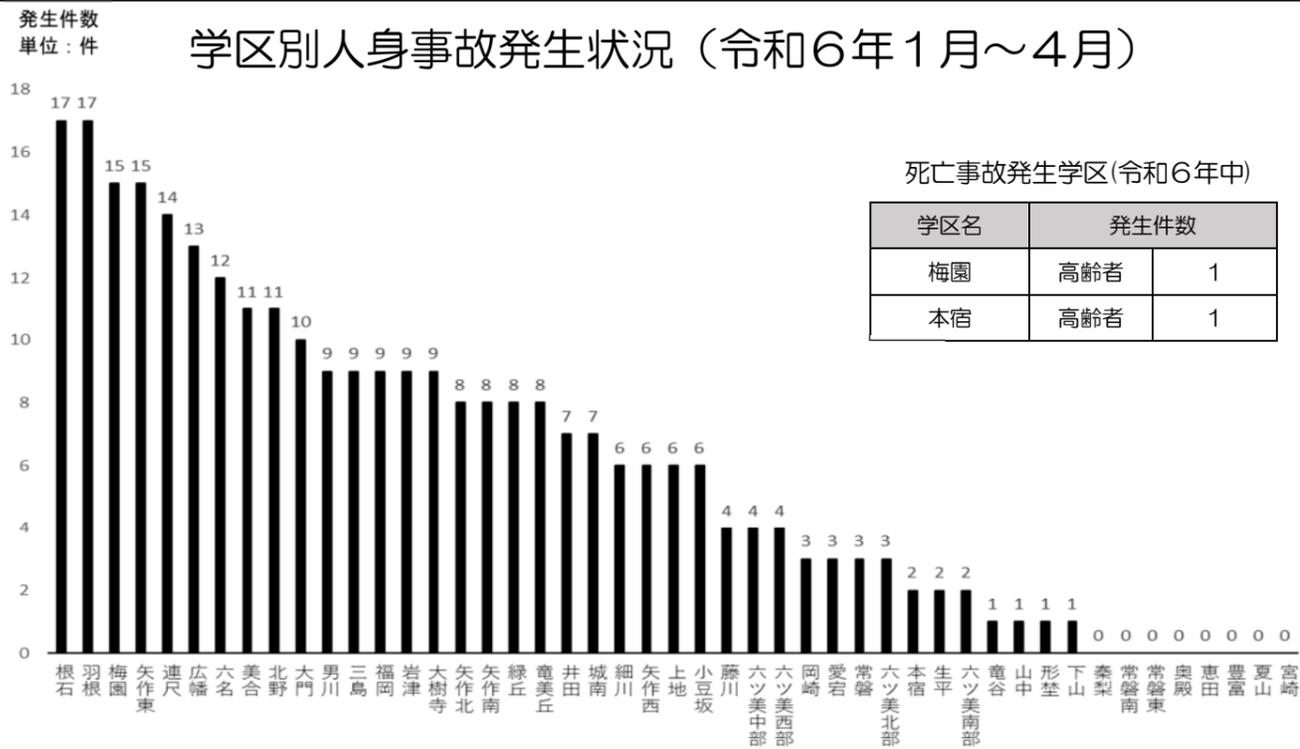
Smart (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

今後の交通安全行事予定

- ・秋の交通安全市民運動 期間 9月21日(土)～9月30日(月) 10日間
市内一斉大立哨実施日 9月24日(火)、9月30日(月)
- ・年末の交通安全市民運動 期間 12月1日(日)～12月10日(火) 10日間
市内一斉大立哨実施日 12月2日(月)、12月10日(火)

学区別人身事故発生状況 (令和6年1月～4月)



主唱 岡崎市交通安全推進協議会

事務局: 岡崎市市民安全部 防犯交通安全課 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL23-6340 FAX23-6570

令和6年夏の交通安全市民運動実施要綱

期間 令和6年7月11日(木)から7月20日(土)までの10日間

市内一斉大立哨 令和6年7月11日(木)・7月19日(金)

目的

夏本番を迎え、行楽のために車を運転する機会が増えるほか、暑さや疲れから運転者の注意力が散漫となることや、飲酒運転による交通事故も心配されます。また、子どもや高齢者が外出する機会も増え、交通事故に巻き込まれる危険性が高まります。そこで、下記の運動重点に沿った夏の交通安全市民運動を市民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図りましょう。

運動重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
- 2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 歩行中・運転中のながらスマホの根絶

トピックス

～自転車を安全利用するために～

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車は車の仲間です。交通ルールをしっかり守り、交通事故の加害者・被害者にならないように努めましょう!



《岡崎警察署からのお知らせ》

飲酒運転の根絶

～しない！させない！許さない！～

○飲酒運転には厳しい罰則と行政処分が下されます。

○自転車・特定小型原動機付自転車も飲酒運転は禁止されています！

●酒酔い運転 **罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政処分 免許取消し（欠格期間3年）

●酒気帯び運転 **罰則** 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

①身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上

免許取消し（欠格期間2年）

②身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満

免許停止（停止期間90日）

●呼気検査の拒否 **罰則** 3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金



○運転手にだけ処罰が下るわけではありません。運転手以外にも厳しい処罰が！

●酒類の提供者 **罰則**

又は同乗者 ①運転者が酒酔い運転の場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

②運転者が酒気帯び運転の場合 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は免許停止の対象

●車両の提供者 **罰則**

①運転者が酒酔い運転の場合 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

②運転者が酒気帯び運転の場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は免許停止の対象

○お酒を飲むときは！

★公共交通機関を利用する

★ハンドルキーパー（お酒を飲まない人）を決めておく

★自動車運転代行サービスを利用する

飲酒運転は絶対にダメ!! 二日酔い運転もダメ!!



《岡崎市からのお知らせ》

「ちょっとの距離」歩いてみませんか？

近所の友人宅まで、近くのコンビニまで…etc

交通事故は、身近な場所で発生しやすい傾向にあります。

つい車や自転車等に乗ってしまう「ちょっとの距離」を歩いてみませんか？

歩くことで運転を控え、交通事故の加害者になることを防ぐのはもちろん、健康な身体づくりや環境を守ることに繋がります！

歩く時のポイント

- ・交差点では必ず信号を守り、横断歩道を利用しましょう
- ・明るい色の服装や反射材を着用して事故防止に努めましょう
- ・歩行中のながらスマホは絶対にやめましょう



今年度も

自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し補助金を交付

（令和6年4月1日以降に購入したものが対象）

対象者 市内に住所を有している（住民登録している）方

対 象 新品で安全認証（SGマーク、JCFマーク、CEマーク（※）、GSマーク、CPSCマーク等）が付されているヘルメット

（※）CEマークについてはEN1078（自転車乗車用ヘルメットの規格）であること

補助額 ヘルメット購入費の2分の1

（上限2,000円）

申 込 令和6年4月1日～令和7年3月31日

申請書類を防犯交通安全課（東庁舎3階）へ提出

※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付

【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】



★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化（愛知県では令和3年10月1日から全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化）